

副本

平成18年(行ウ)第670号 型式指定処分取消等請求事件

原告 草野 利一ほか114名













被告 国

準備書面(1)

平成19年3月19日

東京地方裁判所民事第38部合A1係 御中

被告指定代理人

熊澤	貴士		代
喜多	祐二		
梅原	義裕		
長	好行		
竹中	章		
安藤	直人		
大泉	雅昭		
鈴木	達也		
元村	仁		
嶋田	信哉		
神田	剛		
大橋	豊		

被告は、本準備書面において、原告らの2007年（平成19年）2月27日付け準備書面(1)（以下「原告準備書面(1)」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第1 本件差止めの訴えが不適法であること

1 はじめに

被告は、答弁書において、仮に本件差止めの訴えが適法であるとする、行訴法37条の4第5項に基づき、総務大臣が型式指定ないし許可をすることがその裁量の範囲を超え又はその濫用となるか否かが、電波監理審議会の審理を経ることなく、地方裁判所において直接審理されることになるが、そうすると、総務大臣の上記処分の適法性については、電波監理審議会という専門的な機関の審理を経た決定に対してのみ取消訴訟が提起でき、その取消訴訟においては同審議会の審理を尊重して実質的証拠法則が採用され、かつ東京高等裁判所の専属管轄とされている趣旨が失われることになることを主張した。以下、この点をさらにふえんして述べる。

2 電波監理審議会は専門的知識を有する者によって構成されていること

電波監理審議会とは、総務省の附属機関であり、電波、放送等の規律に関する事務の公平かつ能率的な運営を図る目的をもって設けられたものであって（電波法99条の2）、総務大臣の諮問について答申し（同法99条の11第1項等）、当該諮問に関する事項について総務大臣に勧告をし（同法99条の13等）、また同法等に基づく総務大臣の処分に対する不服申立てについて審査及び議決する（同法85条等）任務と権限を有している。

電波監理審議会は、5人の委員をもって組織され、委員の互選により会長が置かれる（同法99条の2の2）。委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、

総務大臣が任命するほか、法定欠格事項が規定されている（同法99条の3）。

現在の委員は、羽鳥光俊中央大学理工学部教授、井口武雄元三井住友海上火災保険株式会社取締役会長、濱田純一東京大学理事（副学長）、小舘香椎子日本女子大学理学部教授及び浮川初子株式会社ジャストシステム代表取締役専務の5名で、このうち、羽鳥氏が会長であり、井口氏が会長代理である。また歴代の委員については、電波監理審議会40年のあゆみ（乙第8号証）337ページ以下に記載されている。このように、電波監理審議会は、専門的知識を有する者によって構成されているのである。

3 準司法的手続によって事実が認定されること

電波法又は同法に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立てがあったときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、電波監理審議会の議に付さなければならない（電波法85条）。審理は原則として、電波監理審議会が事案を指定して指名する審理官が主宰する（同法87条）。異議申立人等は、審理の期日に出頭し、意見を述べること、証拠書類等を提出することができ（同法91、92条）、異議申立人等の申立て又は職権で、参考人の陳述及び鑑定、物件の提出要求、検証、異議申立人等の審問が行われる（同法92条の2ないし92条の5）。かかる審理を経た上で、審理官は、調書及び意見書を作成して電波監理審議会に提出し（同法93条）、電波監理審議会は、その調書及び意見書に基づき、事案についての決定案を議決しなければならない（同法93条の4）。総務大臣は、その議決により異議申立てについての決定を行い、その決定書には、審理を経て電波監理審議会が認定した事実を示さなければならない（同法94条）。

そして、このような準司法的手続が採用されていることから、総務大臣の処分に不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる（同法96条の2）という裁決主義が採用されている。かつ、その訴えについても、第一審が省略されて、東京高

等裁判所の専属管轄とされ（同法97条），さらに，電波監理審議会が適法に認定した事実は，総務大臣の決定に対する取消しの訴えについて，これを立証する実質的な証拠があるときは，裁判所を拘束する（同法99条）という実質的証拠法則が規定されている。

4 実質的証拠法則の趣旨は，専門的知識経験を有する機関の認定を尊重することにあること

電波法が実質的証拠法則を採用している趣旨は，「裁判所の審査を受ける関係においては，裁判所の審査の範囲を法律的なものに止め，専門的，技術的な電波監理審議会の知識経験に基づく事実認定と判断とを尊重しようとする」とにあり，「裁判所は専門家によつて構成されている電波監理審議会の事実認定を尊重しなければならず，実質的証拠の有無のみを判断し得るに止まり，自ら証拠調をなして自由に事実の確定をなすことを得ない」のである（東京高裁昭和40年6月1日判決・高等裁判所民事判例集18巻3号281ページ）。

また，裁判所が自ら自由に事実を確定し，これに基づいて，専門機関である電波監理審議会の判断の適否を判断し得るものと解することは，「専門的の知識経験については必ずしも十分でない裁判所が専門家のなした事実認定とそれに対する判断を具体的に知ることなくして，自由に事実を認定し，同時に，その当否の判断をなすことになる結果を是認すること」（前掲東京高裁判決）となり，「事実については専門的の知識経験を有する行政機関の認定を尊重し，裁判所はこれを立証する実質的な証拠の有無についてのみ審査し得るに止めようとする規定の趣旨を没却し，法の精神を全く無視することになる」（前掲東京高裁判決，最高裁判所第三小法廷昭和43年12月24日判決・民集22巻13号3254ページ）ものと解される。

5 本件差止めの訴えが適法であるとする，電波法の趣旨を没却すること

このような観点に立つと，電波法が裁決主義及び実質的証拠法則等を採用し，東京高等裁判所の専属管轄を定めた趣旨は，電波法上の処分の適否という専門

的技術的事項については、電波監理審議会の専門的知識経験に基づく事実認定を尊重し、裁判所が証拠に基づく事実認定を行うことを留保するのを適当としたものと考えられる。ところが、本件差止めの訴えを適法とするならば、裁判所は、電波法上の処分に関し、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）37条の4第5項の「行政庁がその処分…をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められる」か否かにつき、前提となる事実を証拠に基づき直接認定して判断することになる。そのようなことは、法が裁決主義、実質的証拠法則を採用し、東京高等裁判所の専属管轄を定めた趣旨を没却することとなる。

したがって、本件差止めの訴えは不適法であり、却下されるべきである。

第2 本件に行政訴訟法8条は適用されないこと

1 原告らの主張

原告らは、「異議申し立ての前置と裁決を経ることの強制が本件取消訴訟の場合には相当でなく、「処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき」（引用者注：行訴法8条2項2号）

「その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき」（引用者注：同項3号）に該当し、異議申し立てと裁決を経ないで、直接一審裁判所に取消訴訟を提起することが認められるべき場合に該当する」（原告準備書面(1)5ページ）、「本件は行政事件訴訟法8条2項2、3号の定める要件に該当し、異議申し立てとその裁決を経由することなく、直接一審裁判所の審理を認めるべき事案である。」（同11ページ）などとして、本件に行訴法8条が適用されることを主張する。

2 本件に行訴法8条は適用されないこと

(1) 本件型式指定は、総務大臣の処分であり、電波法96条の2によれば、同処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起

することができることとされ、いわゆる裁決主義が採用されていることは、上記第1の3で述べたとおりである。

行訴法8条は、ある処分に対して審査請求と取消訴訟の2つの争訟手続が認められる場合に、審査請求を経ることなく、取消訴訟を提起できることを原則とし（同条1項本文）、例外的に、「審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起できない旨の定めがあるときは、この限りではない。」とした上（同条1項ただし書）、この例外（裁決前置主義）の更に例外を定め、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起できるという原則の適用がされる場合を定めたのが、原告らの引用する同条2項の規定なのである。

したがって、裁決主義が採用され、裁決に対する取消しの訴えのみが認められ、原処分の取消しの訴えが認められていない場合には、行訴法8条の適用の余地はないのである。

原告らの上記1の主張が誤りであることは明らかである。

- (2) 裁決主義の場合、原処分については出訴を許さず、裁決についてのみ出訴を認めるのであるから、審査請求を経ることなく取消訴訟を提起できるという原則を規定している行訴法8条1項の適用がなく、同項ただし書の例外を定めた同条2項の適用もないことは、学説上も明らかである（南博方・高橋滋編（畠山武道執筆部分）「条解行政事件訴訟法（第3版）」240ページ、司法研修所編「改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」202ページ、南博方編（山代義雄執筆部分）「注釈行政事件訴訟法」97ページ、杉本良吉「行政事件訴訟法の解説」32ページ）。したがって、原処分により著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合であっても（行訴法8条2項2号）、異議申立てによる原処分の効力停止を求めるほかなく、いまだ決定がないからこれに対する抗告訴訟を提起して救済を求めることはできない（濱秀和「原処分主義と裁決主義」行政法の争点（新版）ジュリスト増刊2

13ページ)。

- (3) 原告らが行訴法8条2項に関する判例として記載する横浜地方裁判所昭和40年8月16日判決, 東京地方裁判所昭和38年12月25日判決, 東京高等裁判所昭和42年7月25日判決, 最高裁判所第一小法廷昭和50年5月29日判決, 東京高等裁判所平成3年7月20日判決は, いずれも審査請求前置主義あるいは訴願前置主義が採用されている場合の緩和について判示したものであり, 裁決主義が採用されている事案についての裁判例ではないから, これらの裁判例を引用することも失当である。
- (4) 以上のとおり, 原告らが本件に適用されると主張する行訴法8条は, 裁決主義が採用されている本件には適用されない。原告らの主張は, 裁決主義と審査請求前置主義を混同しているものであって, そもそも失当である。

第3 個別的事後救済が可能なこと

- 1 原告らは, 「本件事案の場合には, 事後的な個別の取消では, 実効的な救済が図れないことが決定的に重要である。型式指定または許可がされて, PLC機器が一旦販売されてしまうと, アマチュア無線電波の被害が継続的に発生するが, 個別の購入者を相手に回収・使用差止めをするのは事実上不可能であり, 原告らの救済は不可能となってしまう。」(原告準備書面(1)11ページ)と主張する。
- 2 裁決主義が採用されている場合には, 原処分による著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合でも, 原処分に対する異議申立てによってその効力停止を求めるほかなく, いまだ決定がないから抗告訴訟による救済を求めることはできないことは, 上記第2, 2(2)で述べたとおりである。

この点をおくとしても, 本件の場合, 型式指定を受けたPLC機器が仮に無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときには, 電波法101条が準用する同法82条1項を適用し, PLC機器の所有者又は占有者に対して規制

を行うことが可能である。このように、電波法は、個別的事後規制も準備しており、事後的な個別の取消しでは実効的な救済が図れないとする原告らの主張には何ら根拠がない。

- 3 さらに、本件P L Cに対する型式指定や許可によって、原告らに「重大な損害」が生ずるおそれのないことは、答弁書の第4（3ページ以下）で主張したとおりである。現に、本件型式指定によるP L C機器が平成18年12月に初出荷されてから約3か月経過するが、現在のところ、原告らの主張にもかかわらず、P L C機器が原因と認められる混信の苦情申告は、アマチュア無線局免許人等からも含めて、一切行われていない。

第4 電波監理審議会に関する原告らの主張がいずれも失当であること

原告らは、他にも電波監理審議会について主張するが、以下のとおり、その主張は、誤解に基づくものであり、いずれも失当である。

- 1 平均審理期間が長く迅速な救済を図ることは不可能であるとの主張について
 - (1) 原告らは、「紛争処理に要した期間としては、初回の聴聞開始日から、審理官の意見書が提出されるまでの期間は、設置以来40年間の21件中、意見書が出された17件の平均は、6.6年。最長は、24年経っても、未だ審理中の案件も存在する（神奈川放送の免許拒否処分に関する異議申立て）。近年の2件（平成14年、平成12年）については、それぞれ2年1年で終結している。」（原告準備書面(1)6ページ）、「電波監理審議会経由では平均審理期間も長く、迅速な救済を図ることは不可能である。」（同11ページ）と主張する。

そもそも、「意見書が出された17件の平均は、6.6年」と主張する点は、「17件」及び「6.6年」とする根拠が不明である。電波監理審議会の審理期間を調査した結果は、本書面添付の別表のとおりである。電波監理審議会40年のあゆみ（乙第8号証）に記載された棄却事案において、第1

回審理の日から棄却された日までの平均日数は、674.88日（1.85年）であり、棄却案件全体でも、708.09日（1.94年）である。乙第8号証に記載された取下げ事案において、第1回審理の日から取下げまでの平均日数は、414.83日（1.14年）であり、取下げ案件全体でも、462.71日（1.27年）である。電波監理審議会が審理する異議申立ては、電波及び放送という専門的・技術的分野における紛争であるとともに、実質的証拠法則が採用され（電波法99条）、審理の充実が要請され、更に訴訟提起の場合には第一審が省略される（同法97条）ことからすれば、平均審理期間が2年弱であることは、決して迅速性に欠けることにはならない。

原告らの主張は、電波監理審議会経由では平均審理期間が長くなるという前提自体に誤りがあり、失当である。

- (2) また、原告らは、「電波監理審議会が行う審理等に関する規則等の審理手続内に、時期に遅れた攻撃防御方法の却下等の、迅速な手続に対する配慮はされていない。」（同6ページ）と主張する。

しかしながら、電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則（平成6年郵政省令第68号。以下「審理規則」という。）は、主任となって審理を主宰する審理官（以下「主任審理官」という。）を指名し（審理規則2条）、その主任審理官の指揮により審理が迅速に進行するよう図っているのである。例えば、主任審理官は、事実関係を明らかにするため、異議申立人等に対し、発問し、又は立証を促すことができ（同22条1項）、故意又は重大な過失により時機に後れて提出された証拠書類等についてその調査が審理の進行を遅延させると認めるときは、その証拠書類等を却下することができる（同27条）。参考人の喚問、鑑定、及び書類その他の物件を所持する者に対する提出を求めることの申請について、これに応じることが不必要と認めるとき、又はその申請が故意又は重大な過失により時機に後れて提出され、かつ、これに応じることが審理の進行を遅延させると認めるときは、

その申請を却下することができる（同35条）。異議申立人等が正当な理由なく審理の期日に出頭せず、かつ、準備書面を提出しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び準備書面を提出する機会を与えることなく、審理を終結し、あるいは、これらの者に対し、期限を定めて準備書面の提出を求め、当該期限が到来したときに審理を終結することとすることができる（同25条2項、3項）。

このように、審理規則が審理の迅速な手続に対する配慮をしていることは一目瞭然である。

原告らは、「迅速な手続きに対する配慮はされていない」と主張するが、いかなる根拠に基づくのか不明であり、そもそも審理規則に目を通していないのではないかとの疑問を禁じ得ない。

2 権利救済機関としての機能に疑問があるとの主張について

(1) 原告らの主張

原告らは、「結論としては、ほぼ全ての事例で異議申立てが棄却または取り下げされており、実態として権利救済機関としての機能にも疑問がある。」と主張する（原告準備書面(1)7ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、審理の結果がほぼすべての事例で棄却等であるからといって、異議申立てがなされた案件の内容を考慮することなく、その救済機能に疑問があるとするのは失当である。電波監理審議会は、その審理の結果、処分が正当であると判断した異議申立てに対して棄却の裁決をしているのである。原告らの主張は、刑事裁判の有罪率が99パーセント以上であるから、刑事裁判は裁判として機能していないと主張するのと同様の暴論である。

また、一例を挙げれば、平成12年3月24日の電波監理審議会において、レインボータウンエフエム放送株式会社の異議申立ての今後の審理の進め方等について、審理を主宰する審理官が報告をした際、委員間において、本件

免許拒否処分の理由付記が不十分だったのではないかとの指摘があり、これを踏まえ、郵政省（当時）に対して善処について検討してはどうかとの問題提起があったため、同年4月6日付けで原処分を取り消し、同日付けで詳細な理由を付して再処分をしたという経緯がある（乙第9号証の1及び2）。このように、電波監理審議会は、権利救済機関としての機能を適切に果たしているのである。

したがって、原告らの上記主張は、失当である。

3 機能が免許行政判断の紛争に限定されるとの主張について

(1) 原告らの主張

原告らは、「不服申立てがなされた紛争の類型は、そのほぼ全てが放送施設設置申請に対する不許可処分等、総務省の放送行政における放送・無線等の不許可処分が争われている。異議申立ての主体も、異議申立てがされた処分の客体も、そのほとんどが放送局・標準放送局である。」（原告準備書面(1)6ページ）、「電波監理審議会の設置された趣旨は、免許行政判断における公平な判断に限定される」（同7ページ）、「本件事案の紛争類型は、電波監理審議会在、これまで処理してきた紛争の類型とは全く異質なものであり、適切な時期の妥当な判断を規定できず、電波法の仕組み上予定されている紛争ではない。」（同11、12ページ）などとして、本件事案の紛争類型が、電波監理審議会の議に付さなければならないものではない旨主張する。

(2) 被告の反論

確かに、異議申立ての多くが、放送局又は標準放送局に対する処分又は不許可処分に関して争われていることは事実である。しかしながら、それは、異議申立て自体がそれに偏っていた結果にすぎない。そのような結果をもって、電波監理審議会の機能が放送局免許行政の判断の可否に限定されているとするのは失当である。

そもそも、電波監理審議会は、前記第1の2のとおり、電波、放送等の規律に関する事務の公平かつ能率的な運営を図る目的をもって設けられたものであって、総務大臣の諮問について答申し、当該諮問に関する事項について総務大臣に勧告をし、また同法等に基づく総務大臣の処分に対する不服申立てについて審査及び議決する任務と権限を有しているものであり、同審議会の設置趣旨は、免許行政判断における公平な判断に限定されているわけではない。

また、電波法83条1項は、「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立ては、異議申立書正副2通を提出してしなければならない。」と規定し、同法85条は、「第83条の異議申立てがあったときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない。」と規定しているが、「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分」には、なんらの限定も付されていないのであって、放送局の免許行政に関する処分に限定されているものではない。

したがって、本件事案の紛争が、電波監理審議会の議に付さなければならないものではないとする原告らの主張には根拠がない。

4 第三者性がないとの主張について

(1) 原告らの主張

原告らは、「電波監理審議会自体が、当該告示の制定に既に決定的な方法で関与しており、したがって、この案件について電波監理審議会の判断を求めてみても、その判断主体が同一であり、第三者性は全く存在しない。電波監理審議会には客観的で公平な判断ができず、したがって、電波監理審議会の審理を準司法的手続として位置づける実体的な根拠がない。」（原告準備書面(1)12ページ）、「本件の実質的な争点である、PLC 解禁の妥当性の判断については、電波監理審議会はこれを認め、推進する立場に立っている

のであり、第三者的な立場にはない。この点からも、本件事案について電波監理審議会における異議申し立て審理を強制することは相当でなく、そのような強制をするとすれば、それは権利救済手段の実質的な否定であると言わざるを得ない。」などと主張し、電波監理審議会が「当該告示」に関与して第三者性がないから、異議申立てとその裁決を経由することなく、直接裁判所の審理を認めるべきである旨主張する（同13ページ）。

(2) 被告の反論

ア しかしながら、そもそも電波法は、電波監理審議会が制定改廃について諮問を受けて答申した総務省令に関連する異議申立てをも、同審議会の議に付することを予定していると解される。

すなわち、電波法85条は、総務大臣の処分に対する異議申立てがあったときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない旨規定している。一方、電波法99条の11第1項は、一定の規定による総務省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするときには、総務大臣は電波監理審議会に諮問しなければならないことを規定している。

そうすると、電波監理審議会が制定改廃について諮問を受けて答申した総務省令に関連して、総務大臣の処分に対する異議申立てがされることが当然想定し得る。それにもかかわらず、法は、この場合にはその異議申立てを電波監理審議会の議に付さなくともよいという例外を設けてはいない。電波監理審議会への付議の例外は、その異議申立てを却下する場合に限定されているのである。このことからすれば、電波監理審議会が、総務省令の制定改廃について諮問を受けて答申するとともに、その総務省令に関連する異議申立てについて付議されることも、現行法上予定されているというべきである。電波法は、電波監理審議会が制定改廃について諮問を受けて答申した総務省令に関連する異議申立てについて、同審議会へ付議しな

いことを許容しているとは解されず、同審議会への付議を必須として
と解されるのである。

なお、この点については、東京高等裁判所平成10年5月28日判決
(判例時報1666号38ページ)が、放送局開設免許拒否処分に対する
異議申立て棄却決定の取消請求事件において、当該事件の原告が、拒否処
分の諮問について答申をした電波監理審議会が異議申立ての審理手続を行
ったことは不公正であり違法であると主張したのに対し、法に基づく郵政
大臣(当時)の処分について異議申立てがされた場合には、郵政大臣は電
波監理審議会の議に付さなければならないという法に準拠したものである
から、上記手続が公正でないとする原告の主張は採用できない旨判示して
いることが参考にされるべきである。

イ しかも、原告らの主張する「当該告示」とは、おそらく、本件型式指定
に係る平成18年総務省告示第617号を指すものと思われるが、電波監
理審議会は、同告示には関与していない。電波監理審議会が諮問を受けた
のは、乙第4号証における意見募集の対象すべてではなく、無線設備規則
の一部を改正する省令案のみであり、その他の省令や告示の改正、制定に
は関与していない(乙第4号証, 5号証)。電波監理審議会が答申したのは、
管理者がいる少数特定のPLC機器で、その設置に当たって電波法1
00条1項1号に掲げる設備として総務大臣の個別許可が必要となるもの
について、その個別許可の要件に係る無線設備規則59条, 60条及び6
2条の改正(平成18年総務省令第118号)のみである。そして、現在
までのところ、当該改正に係る規定を適用した個別許可の例はない。

これに対し、本件型式指定は、一般大衆が使用する量産機器について、
型式の指定を行ったものであり、その機器の設置に個別許可が必要となる
ものではなく、無線設備規則の上記改正に係る諸規定が適用されるもので
はない(同規則58条の4)。

ウ 以上のとおり、電波監理審議会は、本件型式指定に係る告示には関与していないし、そもそも電波法は、異議申立てを却下する場合を除いて電波監理審議会の議に付さなければならない旨規定し、同審議会が制定改廃について諮問を受けて答申した総務省令に関連する異議申立てについて、同審議会へ付議しないことを許容しているとは解されないから、異議申立てとその裁決を経由することなく直接裁判所の審理を認めるべきであるとする原告らの主張は失当である。

第5 結論

以上のとおり、原告らの主張はいずれも理由がなく、本件訴えがいずれも不適法であることは明らかであるから、速やかに却下されるべきである。

(別紙)

A 棄却案件

番号	件名	開始	終了	所要日数(日)
1	全日本放送(株)から提起されたテレビジョン放送局の免許許否処分に関する異議申立てについて	昭和27年10月7日	昭和28年7月7日	274
2	南海道放送(株)(取締役社長前川静夫)から提起された標準放送局の免許拒否に関する異議申立てについて	昭和33年8月27日	昭和33年12月8日	104
3	大福岡放送(株)(発起人代表大庭巖)から提起された九州朝日放送(株)に対する標準放送局の再免許の付与に関する異議申立てについて	昭和34年8月27日	昭和34年10月1日	36
4	ラジオ関東磯野庸幸、中央教育放送松下正寿及び千代田テレビジョン鮎川義介からそれぞれ提起されたテレビジョンの免許許否処分に関する異議申立てについて	昭和38年3月12日	昭和38年9月13日	186
7	福島放送(株)から提起された同社所属放送局の免許許否処分の取消及び(株)福島中央テレビ所属放送局の予備免許の取消に関する異議申立てについて	昭和44年7月21日	昭和45年4月24日	278
15	(株)奈良新聞社(代表取締役広芝義賢)から提起された同社所属放送局(超短波放送・奈良)の免許許否処分に関する異議申立てについて	昭和55年2月21日	昭和59年5月18日	1549
16	FM奈良ラジオ放送(株)(発起人代表宇野順一)から提起された同社所属放送局(超短波放送・エフエム奈良)の免許許否処分に関する異議申立てについて	昭和55年2月26日	昭和58年10月21日	1334
18	日本有料テレビ(株)(発起人代表根本梯二)から提起された同社所属放送局(テレビジョン放送・調布)の免許許否処分に関する異議申立てについて	昭和58年1月22日	昭和62年7月17日	1638
21	株式会社ジャパンキヤピタルテレビ(設立準備中・発起人代表竹内陽一)から提起された同社所属東京標準テレビジョン放送局に対する免許許否処分の取消しを求めする異議申立てについて	平成5年4月16日	平成7年12月15日	974
22	東備放送組合(組合長町博之)から提起された同組合所属有線テレビジョン放送施設設置許可申請に対する不許可処分に係る異議申立てについて	平成6年7月15日	平成9年5月30日	1051
25	Japan DX Associationの提起に係る審査請求について	平成14年6月12日	平成15年6月11日	365

1.85 年
1.94 年674.88 日
708.09 日40年誌の期間中
棄却案件全体

棄却事案の平均所要日数

(別紙)

B 取り下げられた案件

番号	件名	開始	終わり	所要日数
6	中央教育放送(株)(発起人代表松下正寿)から提起されたテレビジョン放送局の免許許可処分に関する異議申立てについて	昭和44年5月9日	昭和44年10月27日	172
8	(株)FM千葉から提起された同社所属放送局(超短波放送)の免許許可処分に関する異議申立てについて	昭和48年12月3日	昭和49年6月14日	194
13	東日本テレビ放送(株)から提起された(株)瀬戸内海放送小豆島テレビジョン放送の空中線電力の変更及び放送区域の変更許可処分の取消を求め異議申立てについて	昭和54年4月26日	昭和56年10月23日	912
14	東中国テレビ放送(株)から提起された同社所属の放送局(テレビジョン放送・岡山)の免許拒否に関する異議申立てについて	昭和55年3月6日	昭和56年10月23日	597
19	(株)テレビ北国(設立準備中・発起人代表岡田尚荘)ほか34名から提起された北陸朝日放送(株)所属金沢テレビジョン放送局に対する予備免許処分の取消しを求め異議申立てについて	平成3年3月18日	平成4年4月21日	401
20	(株)テレビ北国(設立準備中・発起人代表岡田尚荘)ほか33名から提起された平成3年9月24日付けで郵政大臣が行った北陸朝日放送(株)(代表取締役西川文平)所属金沢テレビジョン放送局に対する免許処分の取消しを求め異議申立てについて	平成4年2月25日	平成4年9月24日	213
21	株式会社メデイアリンクの提起に係る異議申立てについて	平成12年4月21日	平成14年5月10日	750

取り下げられた事案の平均所要日数 40年誌の期間中
 取り下げ案件全体

40年誌の期間中の案件の平均所要日数 563.43 日
 決着した全事案の平均所要日数 612.67 日

1.14 年
 1.27 年
 1.54 年
 1.63 年